

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。
別表第一知事部局の項を次のように改める。

知事部局		一 種
政策監補 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号） 第四条第一号に規定する本庁（以下「本庁」という。）の 部長 本庁の担当部長 理事 知事戦略局長 会計管理者 出納局長 副理事 医務技監 県税局長 東部福祉事務所長 徳島農林事務所長 徳島県土整備事務所長		一 種
本庁の副部長 統括監 文化の森振興センター所長 二十一世紀館長 中央こども女性相談センター所長 総合看護学校長 工業技術センター所長 農林水産総合技術支援センター所長 出納局副局長 本庁の次長 本庁の参事 危機管理監 美波地域連携事務所長 美馬地域連携事務所長 図書館長 博物館長 近代美術館長		二 種

<p>徳島学院長 障がい者相談支援センター所長 発達障がい者総合支援センター所長 農林水産総合技術支援センター副所長 農林事務所長（区分が一種及び三種の農林事務所長を除く。） 阿南県土整備事務所長 三好県土整備事務所長</p>	
<p>本庁の課長 自治研修センター所長 人権教育啓発推進センター所長 食肉衛生検査所長 動物愛護管理センター所長 保健製薬環境センター所長 テクノスクール校長 農林水産総合技術支援センターの課長（農業大学の課長を除く。） 県土整備事務所副所長 本庁の課内室の長 企画幹 推進幹 秘書室長 外事室長 政策推進室長 調整室長 航空消防防災室長 防災人材育成センター所長 消防学校長 自治研修センター副所長 県税局副局長 県税局徳島支所長 県税局自動車税支所長 地域連携事務所長（区分が二種の地域連携事務所長を除く。） 埋蔵文化財総合センター所長 文化の森振興センター副所長 文書館長 鳥居龍蔵記念博物館長 消費者情報センター所長</p>	<p>三種</p>

<p>男女共同参画総合支援センター所長 こども女性相談センター所長（中央こども女性相談センター所長を除く。） 中央こども女性相談センター副所長 総合看護学校副校長 精神保健福祉センター所長 保健所長 美波保健所副所長 福祉事務所所長（東部福祉事務所所長を除く。） 東部福祉事務所副所長 本部長 工業技術センター副所長 家畜保健衛生所長 農林水産総合技術支援センター農業大学校長 吉野川農林事務所所長 阿南農林事務所所長 徳島農林事務所副所長 阿南安芸自動車道用地推進センター所長 県土整備事務所所長（区分が一種及び二種の県土整備事務所長を除く。） 県土整備事務所支所長 工事検査幹</p>	
<p>本庁（危機管理政策課を除く。）の担当課長（観光政策課にあつては、みなみ阿波観光振興担当課長及びにし阿波観光振興担当課長に限る。） 主幹 専門幹 航空安全・防災調整幹 防災人材育成センター次長 消防学校副校長 県税局次長 県税局支所長（区分が三種の県税局支所長を除く。） 県税局出張所長 県税局支所次長 地域連携事務所次長 副館長 食肉衛生検査所次長 動物愛護管理センター次長 保健製薬環境センター次長</p>	<p>四種</p>

	<p>環境保全室長 こども女性相談センター次長 徳島学院次長 精神保健福祉センター次長 障がい者相談支援センター次長 発達障がい者総合支援センター次長 保健所（美波保健所を除く。）の次長 福祉事務所次長 東京本部副本部長 関西本部副本部長 工業技術センター次長 テクノスクール副校長 家畜保健衛生所次長 農林水産総合技術支援センターの担当課長 農林水産総合技術支援センター水産研究課県北分室長 農林水産総合技術支援センター農業大学校教頭 農林水産総合技術支援センター農業大学校教授 農林事務所次長 農林事務所支所長 阿南安芸自動車道用地推進センター次長 県土整備事務所次長 県土整備事務所支所次長 副工事検査幹 出納室長</p>	
診療所長	五種	
研究部長	六種	

別表第一議会事務局の項職の欄中「担当室長」を削り、同表教育委員会の項職の欄中、「副教育長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。